

令和5年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人青森県産業技術センターにおける女性の職業生活における活躍に関する情報を下記のとおり公表します。

記

○目標1

採用者に占める女性の割合の向上並びに管理職及び役付職員に占める女性の割合の向上を目指します。

(実績)

・正職員採用者に占める女性の割合（令和4年度）	27.3%
・正職員に占める女性の割合（令和4年度）	17.9%
・主査級以上の役付職員に占める女性の割合（令和4年度）	19.3%
・管理職に占める女性職員の割合（令和4年度）	3.2%

○目標2

職員1人当たりの時間外勤務時間を月9時間以下にするとともに、女性が長く働き続けられる職場づくりを推進します。

(実績)

・職員一人当たりの月平均時間外勤務時間（令和3年度）	9.4時間
・職員一人当たりの年次休暇取得日数（令和4年）	13.8日

○男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	72.3%
うち正職員	87.2%
うち有期雇用	100.3%

(注) 1 対象期間：R4事業年度(R4.4.1～R5.3.31)

2 賃金の低い有期雇用において女性が占める割合が高いことから、「全ての労働者」における賃金格差が広がった。